

損害賠償額の決定について

消防用車両による事故に係る損害賠償額を次のように決定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 損害賠償額 7, 421, 700円
- 2 相手方 橋の所有者（個人）
- 3 事故の概要 令和元年12月2日、熊本市中央区坪井4丁目において、中央消防署の職員が警防調査のため消防用車両で市道を通行中、前方の幅員が狭くなり進行不能となった。そこで、市道脇の水路に架かる相手方所有の橋を利用して方向変換を図ったところ、当該車両の重量によって当該橋が崩落し、相手方に対し、その復旧工事に係る損害を与えたものである。

（提出理由）

令和元年12月2日発生の消防用車両による事故に係る損害賠償の額を決定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。